

国民健康保険税率の改定にご理解をお願いします

令和6年度八幡浜市国民健康保険税の税率が改定されました。改定内容および理由は次のとおりとなります。

【改定内容】

		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課税 限度額
医療分	令和5年度	7.60%	15.00%	22,000円	27,000円	65万円
	令和6年度	7.85%	7.50%	28,100円	24,800円	
	増減	(+0.25ポイント)	(▲7.50ポイント)	(+6,100円)	(▲2,200円)	
支援金分	令和5年度	2.80%	7.00%	7,300円	8,700円	24万円
	令和6年度	2.83%	3.50%	9,600円	8,200円	
	増減	(+0.03ポイント)	(▲3.50ポイント)	(+2,300円)	(▲500円)	
介護分	令和5年度	2.00%	3.00%	9,000円	6,700円	17万円
	令和6年度	2.22%	1.50%	10,700円	6,100円	
	増減	(+0.22ポイント)	(▲1.50ポイント)	(+1,700円)	(▲600円)	
合計	令和5年度	12.40%	25.00%	38,300円	42,400円	106万円
	令和6年度	12.90%	12.50%	48,400円	39,100円	
	増減	(+0.50ポイント)	(▲12.50ポイント)	(+10,100円)	(▲3,300円)	

※国民健康保険税は「医療分」、「支援金分」、「介護分」の3つに分類されており、それぞれにおいて、「所得割率」、「資産割率」、「均等割額（加入者数）」「平等割額（世帯）」の4方式で算定されます。

支援金分とは・・・後期高齢者医療制度を支援する財源の一部となるものです。

介護分とは・・・40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）を対象に計算する介護保険料で、医療保険の一部として納めていただきます。

所得の少ない世帯については、均等割と平等割の一部を減額する制度があります。（所得の申告が必要です）

【改定による影響について】

モデルケースによる税率改定の影響は次のとおりです。

	改定前(A)	改定後(B)	差額(B-A)
例1) 20代夫婦・子2人（未就学）世帯 所得237万円 固定資産税 なし	300,600円	324,000円	+ 23,400円
例2) 40代夫婦・子2人（就学児）世帯 所得356万円 固定資産税10万円	590,600円	627,400円	+ 36,800円
例3) 70代夫婦 世帯 年金収入240万円 固定資産税5万円	176,900円	185,000円	+ 8,100円

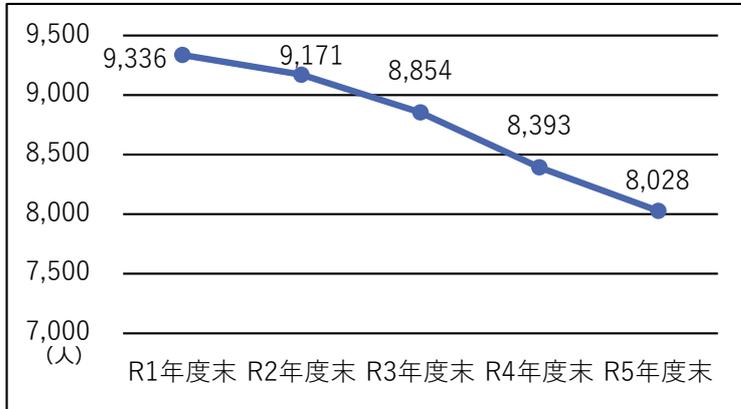
※世帯の加入者数や所得状況等により、必ずしもこのとおりとならない場合があります。

【改定の理由】

・収入状況の悪化

近年、被保険者数の減少に伴う税収入の減少や、1人あたりの医療費の増加（令和4年度：一人当たり464,000円）などに伴い、八幡浜市の国民健康保険は厳しい運営状況となっております。加えて、平成30年度以降税率の改定をしておらず、現状に即した税率となっていないという問題もあります。

安定した国保運営を行うためには、歳出に見合った適正な保険税率を設定し、歳入基盤を強化する必要があります。国保加入者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



被保険者数の推移



一人当たり医療費の推移

・県内統一の算定方法と保険料（税）率に向けての改定

愛媛県では、令和11年度末で、資産割（八幡浜市では土地・家屋分にかかる固定資産税に対して賦課）を廃止し、算定方法を3方式（所得割・均等割・平等割の3つから賦課すること）に統一し、また令和15年度からは県内統一の保険料（税）率が導入される予定です。

近い将来、保険料（税）の算定方法が変更・統一されることを踏まえ、被保険者の負担が急激に増加することがないように、県が示す市町標準保険料率に、現在の税率を段階的に近づけておく必要があります。

※市町標準保険料率・・県が示す、各市町の本来あるべき保険料の水準のこと

・現行税率と市町標準保険料率の比較

	所得割計	資産割計	均等割計	平等割計
令和5年度税率(A)	12.40%	25.00%	38,300円	42,400円
市町標準保険料率(B)	13.38%		58,309円	36,058円
B-A	0.98%	▲25.00%	20,009円	▲6,342円

※各区分の税率等は、医療分、支援金分、介護分の合計額です。

国民健康保険被保険者の皆さまには、これまで以上の保険税負担をいただくこととなりますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ : 八幡浜市役所 ☎0894-22-3111

- ・税率改定、国民健康保険の加入・脱退・給付に関すること・・市民課国保係（内線1112・1120）
- ・国民健康保険税の計算に関すること・・税務課市民税係（内線1213・1214）
- ・国民健康保険税の納税に関すること・・税務課庶務・徴収係（内線1202～1205・1209）